

児童手当制度拡充後の申請猶予期間が 間もなく終了します！

● 令和6年10月から児童手当制度が拡充されました

〈 拡充のポイント 〉

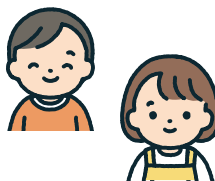
① **支給期間** 中学校修了まで → 高校生年代までに延長

② **所得制限** 所得制限が撤廃

③ **多子加算** 第3子以降の手当月額が15,000円 → 30,000円に増額

上の子について、高校生年代までを多子加算のカウント対象とする扱いが見直され、進学しているかどうか、同居か別居かに関わらず、親などの経済的負担がある場合は22歳の年度末までカウント対象とする扱いになりました。

④ **支給回数** 年3回（2月・6月・10月） → 年6回（2月・4月・6月・8月・10月・12月）



こども家庭庁
ホームページ



沖縄県
ホームページ

● 新たに受給資格者となる方は、 お住まいの市町村へ申請が必要です

新たに申請が必要な方

- 現在、所得限度額を超過しているため児童手当・特例給付を受給していない方
- 中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の子のみを養育している方
- 多子世帯で22歳の年度末までの上の子がいる方

● 申請猶予期間が間もなく終了します

新たに申請が必要な方

には、申請猶予期間が設けられています。3月31日までに申請すれば、令和6年10月分から児童手当が支給されます。※1

令和6年12月及び令和7年2月に拡充分を支給されていない場合は、3月31日までにお住まいの市町村へ申請をお願いします。

必要書類など詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

※1 **新たに申請が必要な方** の申請猶予期間（～3月31日）終了後の申請は、申請した月の翌月からの支給となります。

	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分以降）
支給対象	中学校修了まで（15歳到達後の最初の年度末まで）	高校生年代まで（18歳到達後の最初の年度末まで）
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	3歳未満 一律：15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降 ：15,000円 中学生 一律：10,000円 所得制限 一律：5,000円 ※第3子以降の算定対象は18歳到達後の最初の年度末まで	3歳未満 第1子・第2子：15,000円 第3子以降 ：30,000円 3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円 第3子以降 ：30,000円 ※第3子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末まで
支払期月	年3回（2月・6月・10月）	年6回（偶数月。各前月までの2か月分を支払）

問い合わせ

こども若者政策課 電話：098-866-2100 FAX：098-869-5146

広 告

